

新潟市犯罪被害者等支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成18年新潟市条例第133号）第27条に基づき、本市における犯罪被害者等の支援について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等によって被った害（一次被害）を原因として行政及び司法の担当者並びに市民等、事業者等及びマスメディア関係者等の偏見、無理解、差別等により被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。

(総合窓口の設置)

第3条 市は、庁内関係所属及び関係機関等との連絡調整を図り、犯罪被害者等からの相談の対応、支援に関する情報の提供、その他犯罪被害者等の支援を総合的に行う窓口を設置するものとする。

2 前項の窓口は、市民生活課安心・安全推進室に置く。

(支援の内容)

第4条 市は、犯罪被害者等の置かれた状況を考慮して、次に掲げる支援を行う。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするために行う、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に係る支援
- (2) 犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して行う、居住の安定に係る支援
- (3) 犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保することを目的として行う、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援
- (4) 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図ることを目的として行う、経済的な助成に関する情報の提供及び助言
- (5) 犯罪被害者等支援の充実を図ることを目的として行う、相談、助言、その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な支援

(広報及び啓発)

第5条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について市民及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を与えることのないよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(民間支援団体との連携及び協力)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、情報の提供等必要な連携及び協力を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。